

# 矢巾町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年3月22日(月)午後1時30分から

2 開催場所 矢巾町役場 役場4階大会議室

3 出席委員(15人)

会長	16番	米倉孝一
会長職務代理者	15番	藤原由明
委員	1番	佐々木昭英
	2番	白澤和実
	3番	中川和則
	4番	阿部江利子
	5番	藤原弘也
	6番	藤原幸藏
	8番	藤原啓師
	9番	吉田 力
	10番	川村良道
	11番	村松とも子
	12番	佐藤俊孝
	13番	白澤克美
	14番	川村和男

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会議書記の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 業務の経過報告

日程第5 報告第1号 農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について

日程第7 報告第3号 使用貸借解約通知について

日程第8 報告第4号 農地法第18条の規定による農地の合意解約について

日程第9 報告第5号 専決処理事項報告について

日程第10 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について

日程第 1 1	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請 に対する許否決定について
日程第 1 2	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による賃借権設定許可申請 に対する許否決定について
日程第 1 3	議案第 4 号	農地法第 4 条の規定による農地の転用許可申請 に対する意見決定について
日程第 1 4	議案第 5 号	農地法第 5 条の規定による農地の転用を伴う賃借権 設定許可申請に対する意見決定について
日程第 1 5	議案第 6 号	農用地利用集積計画に対する意見決定について
日程第 1 6	議案第 7 号	令和 3 年度農作業標準賃金の設定について
日程第 1 7	議案第 8 号	農地法第 3 条の許可申請に係る下限面積（別段面積） の設定について
日程第 1 8	議案第 9 号	農業委員会事務局職員の任免の許否決定について

#### 5 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 保  
 主 査 煙山 裕  
 主任主事 藤原 佳芳里

## 6 会議の概要

議 長	<p>ただいまから令和3年第3回矢巾町農業委員会総会を開会します。</p> <p>会議に先立ち、皆様にお知らせします。</p> <p>本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。議案の朗読は表題のみとし、時間を短縮して進行いたします。</p> <p>質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、7番藤井満委員が欠席する旨連絡がありましたので、報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。定足数に達していますので、会議は成立いたします。</p> <p>それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	異議なしということで、日程に従いまして進めてまいります。
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは当職より指名します。2番白澤和実委員、3番中川和則委員、4番阿部江利子委員をお願いいたします。
議 長	<p>日程第2、会議書記の指名ですが、当職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
議 長	それでは、当職より指名いたします。農業委員会事務局、煙山裕主査をお願いします。

議 長	<p>日程第3、会期の決定ですが、本日1日とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日1日と決めます。</p>
議 長	<p>日程第4、業務の経過報告ですが、主なものについて当職よりご説明いたします。</p> <p>2月24日、令和2年度岩手県農業保険加入推進協議会が盛岡地域センターでございまして、この日の農業保険加入推進協議会において農業保険加入状況についての報告、農業保険推進状況について報告されました。そして、令和3年度の加入推進目標は目標の90%以上になる様に推進してまいりたいとのことでした。</p> <p>次に、3月12日令和2年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会があり、出席してまいりました。組合員費の増額は提案されましたが、これは全員多数で可決されました。</p> <p>また、先に戻りますけども、3月9日、議会全員協議会では農地付き空き家の下限面積引き下げについての説明をいたしました。これについては、後ほど事務局の方から報告があると思います。主なものは以上でございます。</p> <p>なお、その他につきましては、あらかじめお配りしているとおりでございます。何か質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では、次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第5、報告第1号、農地法第3条の3の規定による農地の相続届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p><b>【報告第1号 朗読】</b></p>

議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、番号3番の相続人につきまして、盛岡市在住でございます。ただ相続人のお母様は矢巾町に在住ということですので、耕作放棄には繋がらないものと考えております以上でございます。
議 長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。  (「なし」の声あり)
議 長	では次に進みます。
議 長	日程第6、報告第2号、農地法第3条の3の規定による農地の所有権移転届出について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。  <b>【報告第2号 朗読】</b>
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございます。この案件は、令和3年第2回の総会に盛岡法務局より、通知があったことを報告し、一度取り下げとさせていただいた案件でございます。  時効取得は、所有の意図をもって平穩かつ公然と他人の物を20年以上占有したものがその所有権を取得できることとございます。こちらは民法に定めら

れているものです。

平穏にというのは所有者さんに対し、暴行や脅迫により占有しているわけではないことを指します。また、公然にというのは、占有していることを隠していない状態ということ指します。

今回の案件につきましては、昭和 52 年に仮登記を行い、それ以降公然と 20 年間農地を耕作していたため時効取得が認められたものとなっております。また、時効取得につきましては、契約や売買をせずに所有権を所有するものでございます。こちらは農業委員会の許可の対象ではございません。同じように許可の対象ではないものにつきましては相続の場合がございます。

また、許可の対象でないものにつきましても、農地法第 3 条の 3 の規定に、農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届け出ることとなっているため、今回、所有権取得の届出書を提出していただき、報告とさせていただきます。

所有権取得の届出書に関しては、もともと農業委員会の許可の対象ではないものについて、また許可不要の農地の取得につきまして、報告を義務づけることによりまして、農地が適正に耕作されているかどうかを確認し、耕作されない恐れがある場合は農業委員会で把握しまして、その農地について貸し借りや、売買を促すために、定められたものでございます。

こちらの農地、今回の案件につきましては、20 年間、所有した権利者さんが耕作していること。また、あつせん希望もないことから、今後もこの方達ご自分の農地を耕作する予定であることが伺え、農地が今後も適正に使われるものと考えております。以上でございます。

事務局

はい、議長。

議長

はい、事務局

事務局

追加の補足説明でございます。

当時、昭和 52 年にここの農地に恐らく、家を建てるつもりで、所有者の方から、この方々が農地を購入しております。そして、購入する条件として農地法の 5 条、つまり農地転用をかけるというものを条件とした仮登記の条件付き

	<p>になっております。また、その間には当然、住宅会社が入っていたのですが、いざ蓋を開けてみたところ、ここは農振地域内にある物件でした。</p> <p>そういったことを、所有者とこの買い主の皆様は、多分知らないで買ったと思われま。その後、平成11年にですが、関係の皆さんの連名で、矢巾町長宛に農振除外をお願いするという申請書が出された経緯がありました。これは、農振除外に係る文書の写しを持ってきた方がいたため、私が今話したことが判明しました。</p> <p>農振を外すと言っても、簡単にできるわけではないという旨を当時、矢巾町長が回答しております。こういったことがあって、ずっとここはもう何もできない状況で、現在に至りつつで、20年間の時効が成立したというものです。</p> <p>今現在この方々は、当然建物を建てられない状況で、自作地として家庭菜園として利用し、やむなく耕作しているという物件になっているところでございます。以上でございます。</p>
議 長	それでは、質疑がありましたら挙手願います。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12番佐藤です。今の説明の中で、確認したいことがいくつかあります。まず、仮登記ができたのは、どういう経緯なのでしょう。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。仮登記ができたというのは、この所有者さんが農地法5条で転用するという目的で仮登記を入れておりますので、条件付仮登記という形です。農地法5条の申請が通ったらその方に所有権が移転するという回答を聞いていることだと思っております。以上でございます。

議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。農地法 5 条の申請を条件にした仮登記だということですが、その当時に農業委員会は農地法 5 条の申請を受付したのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。当時、当農業委員会にこういった相談があれば、当然この物件は売買できないですよという指導なり、指示ができたものであると考えております。この案件を進めるにあたって、まったく当農業委員会等への相談事項は無かったと思われます。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。今の内容は当農業委員会に対して、何ら農地法の手続きに係る申請が行われてこなかった。しかし、平成 11 年の段階に先ほどの補足説明に出てきた内容のとおり、農振除外と言う要請の形で出てきたということですが、その時点に判明した内容について、農業委員会等によるいわゆる行政指導は行われたのですか。
事務局	はい、議長。



議 長	はい、事務局。
事務局	12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。先程の平成 11 年に、この住所の方々から出された内容に対する回答については、矢巾町長名で行っておりまして、その内容については当農業委員会の方には周知・共有になっていないと思われます。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。この内容は結果的に、前回の農業委員会総会の時に申し上げたとおり、非農業者と売買をした農地をこの民法上の手続きの中で既成事実を持って、非農業者の所有を認めるという結果になるわけです。こういう事案が次に出てこないようにするためには、当農業委員会としてどのようにするべきか、それをまず確認をしなければならないことだと思います。</p> <p>そして、当時の平成 11 年に、農振除外の要請などの動きが出てきて、農振除外についてはできないという旨の回答をされたということですが、農地法 5 条関係については、その時も指導処理されないままの内容となっていたものですよね。</p> <p>いわゆる農地転用を目的とした問題・課題があったことに対して、当農業委員会がその事実を確認したならば、何らかの、いわゆる行政指導を農地法 5 条等に照らししなければならないものと思います。これは、今後改めねばならないことなのかなと思います。</p> <p>もう一点、農地台帳にこの土地が出ているかと思ひます。その土地は誰になっているのですか。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局

事務局	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。農地台帳につきましては、今現在は権利取得者、ここに並んでいる権利の取得者が現在所有者になりますので、こちらの方たちのお名前に、所有者は変更になります。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。
議長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12番	はい、12番佐藤です。もう一度今の所有者はどなたですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	はい、12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。現在は、その前の〇〇〇〇さんが現所有者さんになっておりますが、今回この届け出を受けましたので、この〇名の方の名前に変更予定です。以上でございます。
議長	あとは、ございませんか。
12番	はい、議長。
議長	はい、12番佐藤俊孝委員。
12番	はい、12番佐藤です。変更予定なのですね。それで何を言いたいかというのは、その土地で耕作営農しているのかということについて、何をもって確認してきたのかということが、問われるのだろうと思うのです。

	<p>今現在、佐々木さんという方が土地を持っていて、届出の〇人の方に所有権を移転しますよという経緯の根拠は、20年間の耕作の既成事実があったから、民法上の処理をもって認める内容になったのだということですが、20年間のその営農たる事実のところは、本人の申し出だけなのか、当農業委員会としても耕作営農を行っているということを確認しているのか、そこを問われるのではないかなと思うのです。そのへんはいかがですか。</p>
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。その前にも何点かありましたので、改めてお答えをさせていただきます。まず農振等の農地転用の取り扱いにつきましては、今現在については、隣の産業観光課の農振担当と連携を図られております。さらには、道路住宅課の建築担当とも三者で、いろんなことについて共有を図られておりますので、これからこのような事案は発生しないというふうに考えております。</p> <p>たった今お話がありましたものは、20年間耕作について、これの確認というものは、ご本人の申し入れで確認をさせていただいております。そして、これからですね、ここをどうしようかということもちょっと、これも会長とも相談したのですが、ここに建物はずっと建てられない。そして、耕作者も、家庭菜園程度の面積ですので、ここに通ってわざわざ耕作ということも、だんだん、できなくなってくる可能性がありますので、このようなことも含めて、これは事務局の考えですけれども、ここ、全体を皆様の合意が取られたなら、連名で、例えば、あっせんの申し出を出してもらって、そしてあっせん事業にかけるといった方法もあるのではないかなと考えておまして、いずれにしてもここは、有効的な農地の利用を図る。何らかの手立てを行わなければいけないと考えるところでございます。以上でございます。</p>
12番	はい、議長。

議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	はい、12 番佐藤です。続けてですが、次の質問として予定していた内容ま
	で、事務局が答えられたので、今後の扱いについての意見です。
	この〇人の方が自家菜園程度にやっているという話なのですが、ここは優良農地ですよね、優良農地の農地法手続きの中では、極力、担い手等への斡旋も必要かと思うので、ここはきちっと斡旋せざるを得ないと考えます。この方法以外の有効利用については、先ほど事務局が仰っていた様に何らかの対応が必要であり、内容は同じ意見です。
	それから、農地パトロールですが、仮に斡旋を受けなかった場合は、耕作放棄地化を防ぐため、農地パトロールはきちっとして、状況を監視せざるを得ないというふうに考えます。以上2点が、先ほどの質問・回答に対する私の意見です。以上です。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	12 番佐藤俊孝委員のご意見に対して、お答えをさせていただきます。一点目の優良農地だからこそというところは、まさしく佐藤委員さんおっしゃるところでございますので、なるべく早めにこの合意というものをですね、取りに行つて、先ほどお話した斡旋という方向に向けたたいというふうに考えております。
	あともう一点、農パトの強化は、まさしくおっしゃる通りで、ここの面積は例え小さくとも、荒れる可能性が非常に大きなところですので、ここはまた、担当地区の農地パトロール担当となっている委員さんとも協力しながら進めていきたいところでございます。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。
2 番	はい、議長。

議 長	はい、2番白澤和実委員。
2番	はい、2番白澤です。場所は、どこなのですか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	2番白澤和実委員の質問にお答えいたします。場所につきましては、〇〇〇〇付近になります。以上でございます。
議 長	あとは、ございませんか。  (「なし」の声あり)
議 長	では次に進みます。
議 長	日程第7、報告第3号、使用貸借解約通知について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。  【報告第3号 朗読】
議 長	補足説明を許します。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	補足説明でございますが、こちらは現在所有者である〇〇〇〇さんが、耕作されており、実態とことなるということで今回使用貸借の解約書が提出されました。以上でございます。

議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 8、報告第 4 号、農地法第 18 条の規定による農地の合意解約について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第 4 号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、番号 1 から 6 番と 8 番につきましては、〇〇〇〇解約をするものとなっております。</p> <p>解約後は〇〇〇〇さんが、その他の農地につきましては、〇〇〇〇さんが耕作予定となっております。</p> <p>続きまして、番号 7 番、10 番につきましては耕作者の変更による解約となっております。こちらも議案第 6 号に新しい契約があがっております。</p> <p>続きまして、番号 9 番につきましても〇〇〇〇さんがお一人で契約されていた農地一筆を今後は〇名が借りられるという申し出があり、今回解約となりました。こちらは議案第 2 号の案件になります。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>

議 長	<p>日程第 9、報告第 5 号、専決処理事項報告について、を議題といたします。 議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【報告第 5 号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>ありません。</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>では次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 10、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第 1 号 朗読】</p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>補足説明でございますが、お手元の別添資料農地法第 3 条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。</p> <p>また、番号 2 につきましては、基盤整備を行った際に余った農地を町に寄付されたものであり、こちら矢巾町の農地と〇〇〇〇さんの農地が組田となって</p>

	<p>おりますため、長年耕作をお願いした〇〇〇〇さんに売却するものとなっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p><b>【議案第2号 朗読】</b></p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>



事務局	<p>補足説明でございますが、お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。また、こちらの案件は〇〇〇〇さんの農業者年金受給のために必要な使用貸借でございます。</p> <p>今までは、〇〇〇〇さんに貸借をしていたのですが、〇〇〇〇さんの農地の貸借が無くなったため、〇〇〇〇さんに使用貸借するものとなっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p>
14 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、14番川村和男委員。</p>
14 番	<p>はい、14番川村です。農業者年金のことで、この方は以前、〇〇〇〇に経営移譲して年金を受給していたと思いますが、今度経営移譲が無くなればどのようなになりますか。</p> <p>普通の農業者年金はもらえると思いますが、経営移譲をすれば経営移譲年金をもらえるわけですが、経営移譲年金はもらえなくなるのか、そのあたりを確認したいです。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>14番川村和男委員の質問にお答えいたします。〇〇〇〇さんですが、経営移譲年金を〇〇〇〇に経営移譲するということで受給しておりましたが、今回〇〇〇〇により、農地を所有することになりました。</p> <p>この年金を受ける以上、農地の所有をしてはいけないため、農業者年金基金</p>

	<p>にこのような場合どのようにすればよいのか確認をしたところ、まず自分で農地を持って耕作はしてはいけないため、誰かに耕作してもらうようにするよう指導を受けました。これにより、引き続き経営移譲年金、いわゆる加算付きの年金は受けられると指導を受けたため、今回貸借を入れました。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第2号、農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第12、議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p><b>【議案第3号 朗読】</b></p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>補足説明でございますが、お手元の別添資料農地法第3条調査書をご覧ください。こちらをご覧くださいまして、農地法第3条第2項各号には該当しないものと思われることから、許可要件全てを満たしているものと考えております。</p> <p>また、番号1につきましては、〇〇〇〇さんは新規就農者として農業をやられております。自宅は矢巾町にあるため、今回親族所有の農地につきまして借りることとなりました。</p> <p>親族間であることから双方合意の上、このような金額での貸借となっております。</p> <p>また、番号2から5につきましては、同じ農地を〇人で分けて貸借を結ぶような形です。こちらは一筆が大きいため、以前より〇人で農地を分配して耕作していらっしやったとのこと。契約としては、おひとりが代表して結んでいる状態となっております。今回番号5の〇〇〇〇さんが新規就農者であるため、農地面積を明らかにした方が良いと思われたことからこのように〇人で分けて貸借をするような形となっております。</p> <p>こちらの農地の分け方につきましては、〇人が実際に現地を確認して面積を決定しておりますので〇人間の中で紛争等は起こらないものと考えております。</p> <p>また、番号2につきまして、こちら同じ場所にも関わらず他の3件より契約の金額が低くなっております。こちらは作物が自分の家畜、牛の飼料にするため、牧草を育てるために借りるものでありまして、このことにつきましては、作物が違うために金額も異なるということで、こちらは他の〇名の耕作者さん、また所有者さんとの合意もいただいております。</p> <p>最後になりますが、番号5につきまして、西里潤也さんは新規就農者であります。こちらは、3月15日に農政経済専門委員会の審査を受けております。営農計画につきまして、妥当な計画であり、また3条の許可を受けることについても妥当であると意見をいただいている案件でございます。以上でございます。</p>

議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第3号、農地法第3条の規定による賃借権設定許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、許可することに決めます。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>お諮りします。</p> <p>日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、は転用に関する案件ですので一括して議題としてよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>異議なしとのことですので、一括して議題といたします。</p>
議 長	<p>日程第13、議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、日程第14、議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>

【議案第4号・第5号 朗読】

議 長

補足説明を許します。

事務局

はい、議長。

議 長

はい、事務局。

事務局

議案第4号につきまして補足説明させていただきます。こちら申請位置でございますが12ページをご覧ください。役場〇〇側約〇〇kmに位置し、北側に町道〇〇線が横断しております。市街化調整区域内であり、農地の中に宅地が点在しております。農地区分は10ヘクタールを超える一団の農地でございますので、第1種農地でございます。またこの農地が基盤整備に入っていないことは、鹿妻穴堰土地改良区に確認済となっております。

今回は自分の農地を転用するというので、分筆を行ってはおりませんが、法務局に地目変更の届け出の際は、分筆が必要であることは、所有者さんであります〇〇〇〇さんには説明済みとなっております。

また転用する際に分筆されていなくても問題ないことは県にも確認済みとなっております。また今回、農機具格納庫としていますが、もともと育苗用のビニールハウスを取り壊し、その場所に農機具格納庫を建築予定となっております。こちら下のアスファルト舗装であり、上はビニールハウスの農機具格納庫でございます。今回提供予定の農地の隣の宅地にも農機具小屋は現在ありますが、昔からの小屋ですので、屋根が低く、現在、使用している農器具は高さの問題で入らないということで、今、通路に野ざらしで置いてある状態となっております。こちらのことからも、転用はやむを得ないと考えております。以上でございます。

議案第5号につきましても続きまして、ご説明させていただきます。こちらの申請位置でございますが、14ページをご覧ください。役場〇〇側約〇〇キロに位置し、東側は町道西部開拓線に隣接しております。こちら農地の中に宅地が点在するような場所となっております。農地区分につきましては、10haを

	<p>超える一団の農地でございますので、第1種農地でございます。これにつきましては、現在、転用予定者である田代架設興業さんが事務所を置いている所有者さんの方からこの場所からの退去をお願いされておりました、新しく事務所を置く場所を矢巾町内で探しておりましたが、期限が迫っておりまして、見つからないということで、今回の農地を一時的に事務所、こちらに移転し、転用期間の2年間のうちに新しい場所を探し出して、転用と農地に復旧させるということでございます。事務所として使って駐車場もあるということでしたので、農地に復旧しやすいように砂利等は、しかないようにという指導は現地調査の時にしております。以上でございます。</p>
議 長	<p>3月15日に農地転用現地調査を行った、4番阿部江利子委員、11番村松とも子委員のどちらかより調査結果を報告願います。</p>
4 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、4番阿部江利子委員。</p>
4 番	<p>4番阿部です。調査結果を報告いたします。まず、番号1についてですが、事務局が申し上げたように、かなり大規模に農業をされている方です。</p> <p>ビニールハウスが5棟ほど建っておりまして、その一角を先ほど言ったように、農機具のハウス、ビニールハウスを作りたいということでした。</p> <p>仕事を効率良くするために作りたいということで、場所的にもそこが一番良いのではないかと思います。また、所有者の方の仰る様な条件と合っておりまして。調査記録のとおりですが、転用はやむを得ないと判断いたしました。</p> <p>続きまして番号2番についてです。こちらは、所有者の方は農業をされている方で、良いブルーベリーの農園をやりたいということで、今回の対象農地を取得したらしいのですが、実際、重機を使ってトラクター等で打つてみたら、かなりの瓦礫が出てきたとのことでした。また、砂利等も入っていて、とてもブルーベリー農園として利用できなかつたと仰っておりまして。この農地は現在、草は綺麗に刈られていて、管理を適正に行われております。</p> <p>今回、この仮設事務所がどうしても撤去を迫られていて、急ぐということで</p>

	<p>したので、2年間の期限を決めて転用に貸し出しするということでしたので、期限を決めての提供であり、砂利やコンクリートを入れなという注意はいたしましたので、期限付きの転用であればやむを得ないかなと判断いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>その他、補足説明がありましたら説明願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、質疑がありましたら挙手願います。</p>
12 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、12番佐藤俊孝委員。</p>
12 番	<p>12番佐藤です。前にも、同じ様な件についてお願いをしてきたのですが、現況の写真を撮って、どういう状況であるかを委員の方々に説明として示していただきたかった。今回示されなかったので、今回は必ず出していきたい。</p> <p>それから、個別の内容になります。1番の格納庫の件ですが、この図面を見ますと添付されている資料1-3の図面ですが、現在の母屋があつて、母屋の図面に向かって右側の方に括りを入れており、ここが申請地かと思えます。この場所にどのような格納庫を計画しているのかは、申請を受け付ける時の添付資料になるものです。それを次はきちっと入れていただいて、機械格納とそのスペースの根拠を明確にしてもらえればと思います。</p>
事務局	<p>12番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。写真につきましては申し訳ございません。次から、確実に添付したいと思えます。</p> <p>また申請のスペースの根拠、また倉庫の資料につきましても申請時は出されているものですので、今後はそちらの方も資料として付けさせていただきたいと思えます。以上でございます。</p>

議 長	あとは、ございませんか。
12 番	はい、議長。
議 長	はい、12 番佐藤俊孝委員。
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。2 番の内容についての質問です。ここは、場所が1種農地ですよね、一団のまとまりがあるいうところで、先程の説明から、下層の土地状況が悪くてブルーベリーが作れなかったと、ちょっと残念な結果があった場所のように考えます。添付されている資料の2-2と2-3を見まして、質問をしたいと思います。</p> <p>ここにも見取り図のポンチ絵が載っているのですが、規模決定が分からないです。要はこのくらいの敷地に対して、この上物はこれくらいの面積ですよというところとか、その用途とか寸法などの説明資料があると分かりやすいかなと思うのです。で、この図面の2-3の方の状況を見ますれば〇〇〇〇という地番があるのですが、この〇〇〇〇の地番については、今回の申請内容に入れなくても良かったのかどうか。</p> <p>それから引き続き質問いたします。申請土地の出入りの入り口について、図面に入口と書いているところが出入りする位置なのかというふうに見たが、その上の地番〇〇〇〇、これはどうも水路のようにも見える。出入口があるところに対して、こういう水路敷地があつたりすると、その土地を当然借りなければならぬのではないかと思う。出入りがここの位置ではないと言うのであればその場所を示してください。図面の表記場所を変えます。</p> <p>そして、この図面向かって右側の地区毎という記載のところの間に、〇〇〇〇〇〇という地番があるのですが、これは水路なのですか。どうなのですか。水路の様にも見えるのですけれども、その状況が、この図面から判断できないので説明願います。もしくは、出入り口がまた別にあるのかなとも思えます。それから、この申請地の現況地目は畑ですか。台帳地目は何ですか。</p> <p>もし畑であっても、土地改良区に対して、この面積は他の用途に転用しようという内容ですので、意見を求めるものだと思うのですが、それは求めているのですか。</p> <p>それから、これを許可するにあたって、条件の話が一切出てこなかったの</p>



	<p>すが、条件を付して許可するものというふうを考えているのか。もしそうであれば、どのような許可条件を考えているのか。以上、質問です。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局</p>
事務局	<p>12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。まず最初にN o 2 - 3 のところにつきまして、入口部分がどうなっているのかというところですが、確かに水路、水が通っている場所はありますが、地中に埋まっている様な形で入り口部分は、普通に乗り入れできるような状態となっております。ちょうど番号が2-737 と書いているところで、水が表面に出ているような形で、ここは坂になっていて、車の乗り入れもできないような状態です。</p> <p>入口と書かれている部分に関しましては、普通に車が入れるような形となっております。仮設事務所と資材置き場の間に入口というふうに表記されておりますので、そちらのところから入るものかと思えます。〇〇〇〇と〇〇〇〇の地目につきましては、今の手元の資料ではちょっと分かりかねますので確認してお伝えします。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p>
12 番	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、12 番佐藤俊孝委員。</p>
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。それが道路でいいのか、道路ではないのか、どうですか。道路であれば、道路の入り口だと理解できるのですが。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局</p>

事務局	<p>12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。現地を確認したところ、今回転用として出ている農地の隣は道路となっておりますが、この〇〇〇〇が道路かどうかにつきましてはすみません、確認しないと地目は分かりかねます。</p> <p>続きまして今回の一時転用する農地の地目につきまして、登記も現況の畑となっております。こちらの方は、畑でしたので鹿妻穴堰土地改良区からの特別な意見書等はもらっておりません。また、一時転用につきまして条件を付すべきかどうかというところですが、新たに条件を付すということは考えておりませんが、一時転用ですので2年間のうちに必ず新しいところを見つけて、2年後は農地に復旧して対処していただくという条件が付されているものかと思えます。以上でございます。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p>
12 番	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、12 番佐藤俊孝委員。</p>
12 番	<p>はい、12 番佐藤です。今の許可の条件を付するところですが、2年の期間を定めて貸す場合においても、確実に許可後に転用工事を行い、そして、期間満期においては、撤去して確実に農地に復旧させるというところは、必要な許可条件かと思えます。それを必ず付していただかなければと思います。それで、ここの業者さんは間違いのない業者だとは思いますが、その2年後に確実にやっていただけという担保は他に何かありますか。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局</p>
事務局	<p>12 番佐藤俊孝委員の質問にお答えいたします。まず、農地法5条が上がってきた際に新しい場所を決めていない状態で一時転用ということでお話がありま</p>

	<p>したので、あくまでも一時転用は2年間だけで、それ以降は退去していただくお話は、事務局の方から何度もお話しておりますので、転用される方もご理解いただいているものと思います。</p> <p>また農地法5条の転用許可の申請の添付書類としましては、どのような事業をするのか、復旧の計画書もいただいておりますし、また、2年後に農地に復旧するという誓約書もいただいておりますので、こちらが農地に復旧する担保になるかと思えます。以上でございます。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p>
12 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、12番佐藤俊孝委員。</p>
12 番	<p>はい、12番佐藤です。今の内容ですが、業者というのは、経済事情によっては、破産してしまうことも当然あり得る訳ですよ。それで、その期間の終了時に、速やかに農地に復元・復旧させるっていうことが確実にできるものというものを求めるわけです。ですから、誓約書を出していただくのは、当然のことなのですが、そこを貸すにあたって、きちんと条件を示して、それを満足にできない場合は、いつでも許可は無効とさせるというような手続きもできるようにしておかなければならない、という様に理解します。確実にそこは業者がやることを確認できる誓約書をもらい、そして貸すことにも条件をつける。</p> <p>それから、復旧をするというところが特に後々問題になって出てくるようです。要は元々の農地がこういう状況だったので、その状況に復するようにしてもらおうのですけども、中には復旧後の農地に砂利が入り込んでいて、それが撤去されてなかった等、の苦情が出てくる場合があります。そういうことのないようにそこも条件をつけて、双方の確認を得たもとに、その復旧の状況を了解することが必要かと思えます。後々のトラブルを防ぐために必要ではないかと思えます。条件を付して許可をするというふうに思っていましたので、申し上げました。以上、意見です。</p> <p>また、参考に県からの「許可に付す条件」の資料を提供しますので活用して</p>

	<p>みてください。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>12番佐藤俊孝委員からのご意見、ありがとうございます。途中の破産につきまして、一応今の時点でございますが転用に伴いまして、会社の残高の方は確認しておりますので、今後どうなるかについては不明ですが、一応、今のところの確認はしております。</p> <p>条件を付してというところなのですが、農地に復旧するというところに関しましては、先ほどお伝えした通り復旧計画書、復旧誓約書もいただいております。また、所有者と転用者との間の賃貸借の契約書も確認しております。こちらにも農地に復旧して返すこととなっております。また砂利につきましては、現地調査に行った委員と共に、農地転用の際に砂利等を農地に敷いてしまわずと復旧の際にかなりの労力がかかるというお話もしました。</p> <p>もし、駐車場として車の乗り入れをする場合であれば、土に砂利を入れる等の対応ではなく、鉄板など復旧しやすい様なもので対応するようにという指導はしております。</p> <p>また、許可に付す条件でございますけれども、資料を提供いただきありがとうございます。事業計画書に従って行うこと、工事の進捗状況の報告、また工事が完了したらその旨の報告、完了日までに農地に復旧すること。この条件を付して許可いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p>
12番	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、12番佐藤俊孝委員。</p>

12 番	はい、12 番佐藤です。県の指導では、提供したその内容を付して許可するようにと提示されておりました。許可をする時の条件ですから、それを付することによって、後のトラブルが防げるかと思えます。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局
事務局	12 番佐藤俊孝委員からのご意見、ありがとうございます。
議 長	あとは、ございませんか。
10 番	はい、議長。
議 長	はい、10 番川村良道委員。
10 番	10 番川村です。 場所調査されたわけですね。ですから私もここは、たまにしか通らないのですが、耕作しているような様子を見たことのない場所です。そんな気がします。 今から 30 年か 40 年ぐらい前であれば耕作していたかもしれないですけど、ほとんどヨシが生えていたり、ものすごい雑草のある、まさに原野化したような場所をたまに草刈りしているような場所だったと記憶しております。ですから今、最後皆さん言われて、皆さんというか事務局で言われてることはその通りだと思うのですけれども。 現地を見られた方からも、現状ですね。現在、耕作可能な場所なのか、本人がもう全く耕作する気もなく、ほとんど原野化してしまった。そんな場所の状態なのかちょっとその状況をお聞かせ願いたいと思います。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。

事務局	<p>10 番川村良道委員の質問にお答えいたします。先ほど現地調査委員の方から報告があった通りでございますし、他の場所につきましては、この前見てきたところでございます。ここは草刈り等をして、維持管理をしております、原野、昔のようにはなっていない状況でございます。以上お答えいたします。</p>
11 番	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、11 番村松とも子委員</p>
11 番	<p>はい、11 番村松です。私からは 10 番川村良道委員の質問への回答の補足説明をいたします。</p> <p>現地調査に行きまして、ご本人の畑の様子を見させていただきましたけれども、ちゃんと草刈りがなされております。</p> <p>あそこを草刈りする時には、自動車に当たらないように、気をつけておりますと言っておりました。</p> <p>草刈りもされており、原野の様にはなっておりません、また、手入れもされていることから、本人には耕作の意思はあると思われれます。耕作の意思もあることから、農地へ復旧することが前提になっている転用と考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>あとは、ございませんか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p>
14 番	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、14 番川村和男委員。</p>

14 番	<p>14 番川村です。私は反対の立場で討論いたします。</p> <p>今の資材置き場のことで全く 2 年とっておるのですが、このような案件は、私も大分見てきましたけども、大概是泣き寝入りになっていて、ああ、失敗したなっていう人が多いです。ここで、貸す人も農地にならないと思っ ているのか、それとも思っていないのか。また、これ本当に耕作する気はあるのが、ちゃんと調べていただきたい。今私もここで賛成すると手を挙げるのは、難しいなという感じがします。</p> <p>意見でございますけども、駐車場と書いてあるということは、絶対に車は入る。雨も降る、雪も降るとなると、絶対に車が入るはずだと思うのですよ、そうすると泣き寝入りになれば、農家としては困ると思うのだけれども、その辺も考えてやるべきかと思えます。賛成したらよいか、ちょっと困った状況です。</p> <p>将来、本当に立ち去った時に、何も問題ない、良かったっていうのであれば、良いのですが、大概こういう人に貸すとそのまま逃げられるのを私は見 てきておりますので、心配です。以上です。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p>
12 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、12 番佐藤俊孝委員。</p>
12 番	<p>12 番佐藤です。私は条件を付けることで賛成という討論いたします。</p> <p>この事案ですね、条件を付けて賛成するべきと思えます。先ほど、貸すにあ たってどの様な条件をつけるか、というところを非常に吟味したところ が、今までの事業を見ても、後に農地にならないというようなところのトラ ブルの苦情がよく出ている。それはやっぱり、貸した後の状況が農地になっ ていないとか、農地に向かない状況になってしまったとかというのは、許可をする 時に、どういうことを相手に申し伝え、また、させることを現実視させたか というところに戻る訳です。</p> <p>そのことをきっちり貸す条件として明示することが必要だということを、意 見として出したいと思えます。もしそれができないのであれば、ここは賛成で</p>

	きないなというふうに思います。
議 長	あとは、ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	討論なしと認めます。それでは挙手により表決に入ります。 議案第4号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議 長	挙手全員ですので、許可相当として意見することに決めます。
議 長	議案第5号、農地法第5条の規定による農地の転用を伴う賃借権設定許可申請に対する意見決定について、許可相当として意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
	(賛成者挙手)
議 長	挙手多数ですので、許可相当として意見することに決めます。 (賛成13、反対1)
議 長	それでは、総会が始まり1時間半以上経過しましたので、暫時休憩といたします。再開の際はまたお知らせいたします。また、再開後は日程第15、議案第6号から議事を進めます。
	休憩 15:05 (休憩)
	再開 15:13
議 長	再開します。



議 長	<p>日程第 15、議案第 6 号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、を</p>
	<p>議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
	<p style="text-align: center;"><b>【議案第 6 号 朗読】</b></p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>議案第 6 号につきまして補足説明させていただきます。番号 4 番について、貸借の金額が他のものに比べて低くなっております。こちらにつきましては、報告第 4 号に挙がっていた通り、今まで別の方が耕作していた農地であり、今回の金額につきましては、前回の契約をそのまま継続して同じ金額で貸借することで、所有者、耕作者、双方同意の上、提出されたものとなっております。</p> <p>続きまして、番号 6 番、7 番について、耕作者が〇〇〇〇さんの貸借でございます。こちらにつきましては、10 a あたり 4,000 円以下とかなり低い金額になっておりますが、貸借が入っている田の中で何筆かにつきましては、水田ができないという状態であり、維持管理のみをするということで、その農地につきましては、金額が入っておりませんので、総額が番号 6 番については 19,788 円、番号 7 番につきましては、5,600 円の貸借となっておりますので、それを面積で割ると 4,000 円以下になるということでございます。こちらにつきましても所有者の合意を得た契約となっております。</p> <p>続きまして番号 8 番、9 番、10 番につきましては、中間管理を通して貸借するという一括方式のものにございます。こちらにつきましては、今まで〇〇〇〇さん親子がご自分で耕作されていたのですが、耕作が難しくなったということで、去年から〇〇〇〇に耕作を依頼していたところでございます。本来であれば、盛岡市の業者ではなく、矢巾町内で耕作者を探してということになると思いますが、昨年度からすでに耕作を〇〇〇〇にお願いしていたため、〇〇〇〇が借り手となっております。こちらにつきましては、今回、賃貸借という形</p>

	<p>になっておりますが、いずれ、中間管理を通して売却予定となっております。</p> <p>本来であれば、岩手県農業公社が〇〇〇〇さんから土地を買い上げて、2年間、〇〇〇〇に貸借をしまして、その後、〇〇〇〇に公社から売却するというのが通常の手順ではございます。</p> <p>しかしながら、〇〇〇〇の方から、貸借をするのであれば、賃借料は所有者に支払いたいというご要望がありまして、〇〇〇〇のご意向に沿った形で、今回、中間管理を通した賃貸借契約を2年間結ぶということになっております。</p> <p>この期間が終了いたしましたら、〇〇〇〇に売却することになっております。</p> <p>今回の賃貸借契約、売買につきましては、去年も耕作していただいた〇〇〇〇〇〇さんにぜひ渡したいという所有者の強いご希望がございまして、このような形となっております。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第6号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、妥当な計画であるとして意見する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、妥当な計画であるとして意見することに決します。</p>
議 長	<p>日程第16、議案第7号、令和3年度農作業標準賃金の設定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p>【議案第7号 朗読】</p>

議 長	農作業標準賃金の設定について、事務局より検討内容を報告願います。
事務局	<p>それではお手元の別添資料ですが、1枚もので令和3年赤書き修正とさらに青字に修正した1枚物をご覧いただきたいと思います。これ、別添で載せさせていただいてありますが、先月、全協にて1回お諮りしたものについて、色彩選別、これがちょっと高いという話もあり、あとは牧草の業務について、かなり高いのではないかというご意見をいただきまして、ここを修正させていただき、色彩選別につきましては、農協さん側の価格に合わせ、牧草作業につきましては、昨年と同様の額で設定することでございます。それを、修正をしたもので、今回承認を求めるところでございます。</p> <p>なお承認をいただいたものにつきましては、農協さんの農家配布をお願いをしまして、チラシを農家配布し、周知をする予定でございます。以上でございます。</p>
議 長	それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。
8 番	はい、議長。
議 長	はい、8番藤原啓師委員。
8 番	はい、8番藤原です。前回の全員協議会で協議された内容を踏襲されて本当にありがたいなというふうに思っております。その中でこの標準額といいますか、項目ですね。項目を新たになった項目は、ありますか。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	8番藤原啓師委員の質問にお答えをいたします。今回新たに増えたところは、ないところでございます。以上でございます。

議 長	<p>あとは、ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p> <p>議案第7号、令和3年度農作業標準賃金の設定について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。</p> <p>次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第17、議案第8号、農地法第3条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の設定について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p> <p><b>【議案第8号 朗読】</b></p>
議 長	<p>補足説明を許します。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>それでは補足説明をさせていただきます。まず下限面積全体、町全体につきましては50aで、今までのとおり5反歩で進めるというものでございますし、</p>

	<p>空き家に付随した農地、これは今までずっと議論をいただいたものでございます。</p> <p>これにつきまして、まず、庁内に設置してあります課長、課長補佐、職員で構成される例規審査委員会に諮り、中身を精査していただいております。若干、文言修正等がありますが、大きな修正はないところでございます。冒頭、会長の経過報告にもありました通り、3月9日の議会全員協議会にて、説明させていただきます。こちらの方には会長、私と道路住宅課長で空き家対策ということで出席をさせていただき、説明をし、質問等はありませんでした。この通りで進めていただきたいという委員長の話があったところでございます。</p> <p>この面積の施行につきましては、4月1日、令和3年度からお願いしたいというふうに考えてございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>それでは質疑に入ります。質疑がありましたら挙手願います。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。討論に入ります。討論がありましたら挙手願います。討論ございませんか。</p>
8 番	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、8番藤原啓師委員。</p>
8 番	<p>はい、8番藤原です。私は、賛成の立場で討論いたします。</p> <p>この件に関しましては、何回も全員協議会で協議をし、そして他市町村の状況も見ながら、空き家対策についての下限面積1aというのは、妥当だというふうに思います。以上です。</p>
議 長	<p>あとは、ございませんか。</p>

	<p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>討論なしと認めます。それでは、挙手により表決に入ります。</p>
議 長	<p>議案第 8 号、農地法第 3 条の許可申請に係る下限面積（別段面積）の設定について、原案のとおり決するに賛成する委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。 次に進みます。</p>
議 長	<p>日程第 18、議案第 9 号、農業委員会事務局職員の任免について、を議題といたします。議題について、事務局より朗読させます。</p>
	<p><b>【議案第 9 号 朗読】</b></p>
議 長	<p>これについては人事案件ですので、質疑討論を省略して挙手により表決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>それでは、挙手により表決に入ります。 議案第 9 号、農業委員会事務局職員の任免について、原案のとおり決するに同意する委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ですので、原案のとおり決します。 以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。 みなさま、大変お疲れ様でした。</p>
	<p>15 : 33 終了</p>



以上は、令和3年3月22日、矢巾町役場4階大会議室において開催された、令和3年第3回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 会 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 2番 \_\_\_\_\_

〃 3番 \_\_\_\_\_

〃 4番 \_\_\_\_\_